

町内自治会集会所建設等事業補助金制度の改正について

町内自治会集会所は地域活動の重要な拠点ですが、築年数が経過し、老朽化が進む集会所が増えています。集会所をできるだけ長く利用していただけるよう、計画的な保全による建物の長寿命化を進めるため、以下のとおり補助制度を改正することとしましたのでお知らせします。

1 改正内容

(1) 概要

- ①「修繕」の区分について、限度額を60万円から200万円に引き上げます。
- ②「増改築」と「修繕」の区分の対象事業の内容を見直します。

(2) 詳細

①補助限度額の改正

補助区分	補助率	限度額		再度交付を受けるまでの必要経過年数
		現行	改正後	
新築・増改築等	2 / 3	800万円	800万円	概ね10～20年
修繕	1 / 2	60万円	200万円	概ね3～5年
耐震診断	2 / 3	10万円	10万円	
耐震設計	1 / 2	10万円	10万円	
耐震改修	1 / 2	120万円	120万円	

②補助事業の内容の見直し

補助区分	補助事業の内容	
	現行	見直し後
増築	既存の集会所に付け加えて建築すること	既存の集会所の床面積を増価させて建築すること
改築	損耗や劣化した部分等について、当初より向上させる、又は内容を変化させる目的で行う改良や改造等のこと	建物の全部または一部を除却し、既存建物と著しく異ならない範囲で形態や構造を変更して建築するもので、延べ床面積の増加を伴わないもの
修繕	損耗や劣化した部分等について、当初の性能・機能を超えない範囲で、実用上支障のない状態に回復させること	損耗や劣化した部分等について、当初の性能・機能を超えない範囲あるいは当初より向上させる、又は内容を変化させる目的で行う補修や改良等のこと

2 経過措置について（報告）

制度改正により、工事実施時期によっては、同じ工事内容でも補助区分が異なり町内自治会に不利益が生じるケースが想定されるため、町内自治会からの申し出により、経過措置※を設け対応します。

なお、申し出受付期間は終了しています。

※制度改正前は「増改築」の区分が適用されたが、改正によって、「修繕」の区分が適用されることになる事業について、改正前の制度を適用し「増改築」の区分の事業として取り扱うもの

3 施行日

令和7年4月1日

※改正内容は、令和7年度に実施する事業から適用されます。

市民局市民自治推進課

担当：浅野、秋葉

電話：043-245-5138